

神栖市身体障害者福祉協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、神栖市身体障害者福祉協議会と称し、事務所を神栖市社会福祉協議会(以下「社協」という。)内に置く。

(組織)

第2条 本会は、市内の視覚、聴覚、言語、内部、肢体、及び精神等に障害のある者(児)をもって構成する。ただし、児童にあっては、その保護者も会員になることができる。

(目的)

第3条 本会は、身体障害者の福祉増進のため、互いに協力しあうと共に、会員相互の扶助、親睦、啓蒙をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び研修
- (2) 関係機関団体との連携交流
- (3) 身体障害者福祉のための調査研究
- (4) その他目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長5名、理事50名以内(会長、副会長を含む)
青年部長1名、監事2名、会計1名、書記1名、顧問 若干名

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠で就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、理事の互選とする。

- 2 理事、青年部長、監事、会計及び書記は、総会において選出する。
- 3 顧問は、役員会で推薦し、会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 3 理事は、会員の意志を反映して、事業の企画、運営並びに会員相互の連絡にあたる。
 - 4 監事は会計を監査し、総会において監査報告をする。
 - 5 会計は、本会経費の一切の収支を管理、記録し、総会において決算報告をする。ただし、社協会長の承認を受けて、社協事務局長に委任することができる。
 - 6 顧問は、会務について会長の諮問に応ずる。
 - 7 書記は、会長の命を受け、会務に従事する。

(専門部)

- 第 8 条 本会に、組織の充実発展を図るため青年部を置く。
- 2 青年部で活動できる年齢は、概ね 4 5 歳までとする。

(会員)

- 第 9 条 この会は会員・賛助会員で構成する。
- 1 会 員 神栖市に居住し、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者で、この会の目的に賛同して入会する者。
 - 2 賛助会員 この会の目的に賛同して入会する者。

(会議)

- 第 1 0 条 会議は、総会及び役員会とし、すべて会長が招集する。
議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会)

- 第 1 1 条 総会は、全会員で構成し、年 1 回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。
- 2 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画、報告及び収支予算、決算の議決、承認に関すること。
 - (2) 会則の制定、改廃等の議決承認に関すること。
 - 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状の出席を認める。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、理事、青年部長、会計、書記及び監事をもって構成し、事業の企画、実践をするとともに、総会に提出すべき議案及び総会にはかるにいたらない案件等の処理を行う。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第14条 会員の会費は、会員1世帯当り年額1,000円とする。ただし、生活保護世帯及び会長が認めた者については免除することができる。

2 賛助会員は年額1,000円以上とする。

(入会の手続)

第15条 本会に入会しようとする者は、別紙により会長あて申し込みをするものとする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(慶弔規程)

第17条 一般会員が死亡したときは、香典として2,000円を支給する。

(旅費規程)

第18条 交通費.....私用車での走行距離1km×30円

交通費が規程より超過した場合は、実費支給とする。

県及び郡の各福祉団体主催の会議(大会参加は除く)についても、当会の旅費規程を持ってこれにあてる。

付 則

1 この会則は、平成17年8月1日から施行する。

ただし、平成17年度事業実施においては、神栖町身体障害者福祉協議会及び波崎町身体障害者福祉協議会の役員体制をもって運用する。

(なお、この但し書きについては平成18年3月31日をもって効力を失う)

2 この会則は、平成18年6月6日から施行する。